

施術所開設にあたっての留意事項

※ 開設者氏名

個人の場合は、認印で差し支えない。法人の場合は法人代表者印となっていること。

※ 開設者の住所

住所は住居表示どおりとすること。

1 名称

- (1) 責任の所在を明らかにするため、可能な限り、開設者の氏又は氏名を使用すること。
- (2) 施術所であることを明確にするために、名称中に「施術所（院）」等、施術所であることを表示するとともに、業務の種類（※）を明示すること。
（※）業務の種類…「あん摩」「マッサージ」「指圧」「はり」「きゅう」
「柔道整復」「ほねつぎ」「接骨」
- (3) 医療法第3条第1項の規定に抵触しないこと。特に、「〇〇療院」「〇〇治療所」（〇〇は開設者名）のように病院又は診療所に紛らわしい名称は使用しないこと。
例：〇〇鍼灸院、〇〇整骨院、〇〇鍼灸治療院、〇〇マッサージ施術所 等 ----- 可
〇〇治療院、〇〇治療所、〇〇はり科治療院 等 ----- 不可
- (4) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項等、法令で広告が禁止されているものについては使用しないこと。
- (5) 実態に反する名称を使用しないこと。

2 開設場所

ビル内の施術所の場合、当該ビルに複数の施術所が入った場合に利用者が誤認しないよう、ビル名及び階数又は部屋番号も含めることが望ましい。

3 開設年月日

実際に施術所を開設した日（施術所としての業務を開始した日）を記入すること。

開設後、10日以内に届出を行うこと。

（開設前に届出することはできません。）

4 業務の種類（あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうの開設届のみ）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第1条に規定する業務の種類（「あん摩」「マッサージ」「指圧」「はり」「きゅう」）のうちから記入すること。

5 業務に従事する施術者（柔道整復の開設届の場合は、項目4）

- (1) 施術者全員の氏名を記入すること。
- (2) あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうの施術所開設届については、施術者のうち、目が見えない者である場合にはその旨（視覚障害の状況等）を、氏名の横に記入すること。

6 構造設備の概要（柔道整復の開設届の場合は、項目5）

(1) 建物概要について

「構造設備の概要」欄の1段目は、施術所が開設されている建物全体概要の欄であるため、施術所部分だけではなく建物全体について記入すること。

(2) 施術室について

ア **6. 6㎡以上の専用の施術室**であること。

（ア）専用の施術室とは、「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法

律」又は「柔道整復師法」のそれぞれの法で規定する施術のみを行う室である。

(イ) 施術室を通路にすることや、他の用途に用いることはできないので、注意すること。(他の法の施術室と共用することや、その他の医業類似行為に係る施術室と共用することも不可とされている。)

(ウ) 従って、「あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう」と「柔道整復」の両方を行う施術所とする場合、それぞれについて、専用の施術室が必要となる。

＜例外＞施術所の従事者が1人のみの場合で、その従事者があん摩マッサージ指圧師免許等と柔道整復師免許の両方を持っている場合は、施術室を兼用することも可能です。

(エ) 施術室の構造については、つい立てやカーテンによる簡易な間仕切り等、他の部分との区画が判然としないような構造は好ましくない。

イ **施術室面積の7分の1以上**に相当する部分を外気に開放できていること。

又は、**施術室内に**これに代わる適当な換気装置があること。**(添付の施術所平面図に明示すること。)**

(ア) 外気開放面積に算入できる窓は、施術室内にあって直接屋外に面しているものとする。また、「これに代わる適当な換気装置」については、施術室内に設置されていて直接(又はダクト経由で)外気との換気ができることが望ましい。

(イ) 施術室内に換気装置が設置されている場合においても、外気開放面積は記入すること。また、外気開放面積の基準を満たしている場合においても、換気装置の有無を記入すること。

(3) 消毒設備

施術所内に、施術に用いる器具、手指等の**消毒設備を設置**すること。

(4) 待合室について

3. 3平方メートル以上であること。

7 京都市ホームページにおける施設情報の公開可否(柔道整復の開設届の場合は、項目6)

「する・しない」のどちらかを選択して○をつけること。(本市では、無届出による営業を防止し、市民の皆様が安心して施術が受けられるよう、届出を行っている施術所の一覧表(施設名称、所在地、開設者名、施設電話番号、業種を記したもの)をホームページ「京都市情報館」で公開している。)

8 添付書類

(1) **施術者免許証の写し**

従事する**施術者全員の免許証**について、原則として**原本も持参**すること。

ただし、免許証等の写しに①本市以外の保健所の照合済印が押印されている場合、②開設者以外の施術者について、当該施術所の開設者が自ら原本照合を行い、「原本に相違ないことを証明する」旨及び開設者の署名・押印がされている場合は、原本の持参は不要とする。(①②とも、照合済印が押印されたものを、さらに複写して使用することは不可。)

(2) **施術所平面図** ⇒別紙(作成例)を参照のこと。

ア 平面図中に、各室の用途(施術室、待合室等)を記載し、出入口も明示すること。

イ 施術室

(ア) 施術室の面積、外気開放部分の位置及び面積を記入すること。

(イ) 換気装置の位置を記入すること。

ウ 待合室の面積を記入すること。

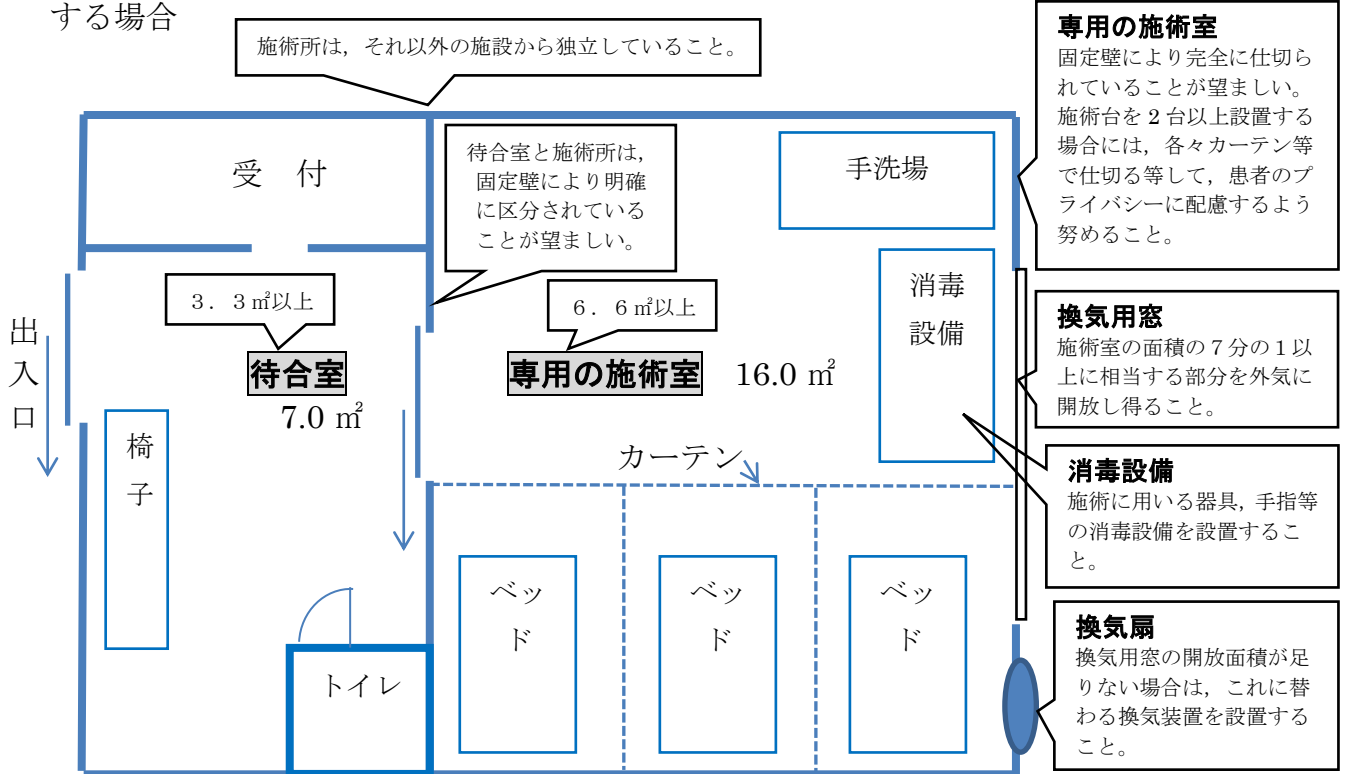
エ 消毒設備の位置を記入すること。

(3) **周囲見取図**

施術所の場所が確認できる地図を添付すること。インターネット地図を印刷して添付することも差し支えない。

施術所平面図（作成例）

- 1 「あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう」又は「柔道整復」のいずれか一方の施術所とする場合



- 2 「あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう」と「柔道整復」の両方の施術所を併設する場合

